

令和3年10月20日

北海道経済産業局長 池山 成俊 様

一般社団法人 北海道消費者協会  
会長 畠山 京子

公益社団法人 札幌消費者協会  
会長 高田 安春

### 灯油価格の抑制と安定供給を求める緊急要請

冬の暖房を担う灯油は、積雪寒冷地に住む道民にとって、まさに「命綱」です。その価格が需要期に入り高騰しています。1972年から続ける北海道消費者協会の「石油製品の価格動向調査」では、10月18日公表の道内平均価格は1リットルあたり99円となり、全66地域のうち21地域がすでに100円を超えました。石油情報センター調べでは配達価格は101円（10月11日現在）となり、去年同期より21円（26.5%）高く、3年ぶりの高水準に道民生活は脅かされています。

世界経済は新型コロナウイルスによる低迷から回復しつつあり、それを受けた原油価格の上昇が背景にあるとしても、コロナ禍前の一昨年同期の水準をすでに約5円上回っています。北海道における灯油の年間購入量（2人以上世帯）は、平均908リットルで、全国平均の5.5倍に上ります（2020年家計調査）。11月から4月まで冬期半年の灯油代は年間購入額の約80%を占めることから、道民の家計負担の増加は前年比で平均1万5000円を超え、一昨年比でも3600円余り増える見込みです。

10月15日に内閣府が公表した家計可処分所得四半期別速報によれば、2021年4-6月は前年同期比マイナス9.9%となっています。可処分所得が大きく落ち込む中で灯油代がかさめば、年金生活者や低所得者はもとより、コロナ禍で経済的痛手を被った道民には、ことのほかつらい季節になりかねません。こうした北海道の特殊事情を踏まえ、道民が安心して冬を過ごせるよう、下記の事項について速やかに取り組まれることを強く要請します。

#### 記

- 1 灯油が適正な価格で安定的に供給されるよう、必要な施策を実施するほか、元売り・販売事業者への要請を行い、小売り段階での便乗値上げ等への監視を強め、消費者に対する確・迅速な情報提供をお願いします。
- 2 灯油価格の高騰により日常生活に支障をきたす年金生活者、低所得者、母子家庭などの社会的弱者や、コロナ禍による生活困窮者に対し、国として道や市町村等を通じた支援策の強化に努めていただきたい。

以上